

届出について(1)

- 療養病棟入院基本料2、有床診療所療養病床入院基本料2の届出を7月21日までに行った場合、1日に遡って算定できる。
- その際、療養病棟入院基本料2については、月平均夜勤時間72時間以下という要件を満たした実績を添付する必要がある。
- なお、平均夜勤時間72時間以下という要件については、次の療養病棟は満たさなくともよい。
 - 医療区分2・3の患者を8割以上入院させている病棟
(看護職員20:1、看護補助者20:1として届出た以降に限る)
 - 平成18年6月30日において、特殊疾患療養病棟入院料1・2を算定していた病棟(平成18年9月30日までに限る)
 - 介護保険移行準備病棟

25

届出について(2)

□ 医療区分の割合の算出方法

(例1:医療区分2・3の割合の算出方法)

$$\frac{\text{直近3ヶ月間の医療区分2・3の患者の入院日数の和}}{\text{直近3ヶ月間の患者の入院日数の和}}$$



8割以上の場合、
看護職員20:1、
看護補助者20:1
配置が要件

(例2:医療区分1の割合の算出方法)

$$\frac{\text{直近3ヶ月間の医療区分1の患者の入院日数の和}}{\text{直近3ヶ月間の患者の入院日数の和}}$$



6割以上の場合、
介護保険移行準備
病棟となり得る

26